

公立大学法人奈良県立医科大学利益相反ポリシー

平成23年10月6日 役員会承認

1. 目的

公立大学法人である奈良県立医科大学（以下「本学」という。）は、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを理念としている。

今日の大学は、さらに積極的に社会に貢献することを求められており、研究成果の社会還元への期待に応えなくてはならない。産学連携及び産学官連携（以下単に「産学官連携」という。）は、この具体的な形のひとつである。

しかし、産学官連携の実施において、企業等との関係で生じる利益や義務を優先させ、本学の理念と衝突する事態が想定される。これは利益相反（責務相反を含む。）といわれる状況で、産学官連携の実施において当然に想定される状況である。

このような点を踏まえ、本ポリシーにおいて本学としての利益相反に対する考え方を明らかにする。

2. 対象者

本ポリシーの対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 本学との関係において大学の就業規則に従うことを契約した者（以下「教職員等」という。）

なお、学生、専修生、研究生及び博士研究員等（以下「学生」という。）は、原則として本ポリシーの対象者とはならないが、産学官連携に参画する場合は教職員等の管理監督のもとで本ポリシーに則した対応を求める。

3. ルール

本学の教職員等は、産学官連携に当たり、それにとまなう個人または連携先の利益等を優先した結果、大学本来の理念や使命をおろそかにしてはならない。それは社会の不信や疑いを招き、本学に対する信頼までも損なうものであり、本学としてそのような行為は放置できない。

本学の教職員等は、本学の社会からの信頼を損なわないよう努める義務があり、本学には産学官連携において生じる利益相反を管理する義務がある。

そのため本学は利益相反に適切に対処するための体制の構築と見直しを行い、本学とその教職員等はこれを遵守するものとする。

4. 体制等

・「利益相反管理委員会」の設置

1. 本学は利益相反の管理部門として、「利益相反管理委員会」を設置する。
2. 同委員会の委員は、学内関係者及び学外有識者とする。
3. 同委員会は、関係法令、大学の諸規程、本ポリシー等に基づき、大学の利益相反の規程及び書式・ガイドライン等、本ポリシーの実行に必要な規程整備を順次行うとともに、規程の見直しを随時行い、所要の規程改正も併せて行うものとする。
4. 同委員会に、利益相反の相談窓口、事務部門などを必要に応じて設置する。
5. 同委員会の運営等の内容は公開を原則とするが、個人情報 は適切に管理する。